

Business Intelligence

経営革新等支援機関の認定取得のお知らせ

20130228 近畿第 20 号 近財金 1 第 107 号

弊社は中小企業金融円滑化法終了に伴い創設されました経営革新等支援機関の認定支援制度による認定を平成25年3月21日に取得致しました。

<経営革新等支援機関とは？>

近年、中小企業をめぐる経営課題が多様化・複雑化する中、企業が安心して経営相談等が受けられるために専門的知識や実務経験が一定レベル以上のものに対し、国が認定する公的な支援機関としての位置づけをもつものです。

<経営革新等支援機関から支援を受ける主なメリット>

1. 日本政策金融公庫より低金利の融資

認定支援機関による事業計画策定支援・実行支援があれば日本政策金融公庫から低金利にて融資を受けることができます。

- ・ 経営支援型セーフティネット貸付
- ・ 中小企業経営力強化資金 等

2. 設備投資を行った中小企業に税制優遇措置

認定支援機関の支援を受けた中小企業者が、アドバイスにより建物付属設備または器具備品を取得した場合、取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%の税額控除(当期法人税の20%を限度)を受けることができます。

3. 経営改善計画策定支援に要する費用の3分の2補助金制度

一定の要件の下、認定支援機関から経営改善計画の策定の支援を受けた際、発生した費用の総額について、中小企業庁経営改善支援センターが、3分の2(上限200万円)を負担します。

4. 信用保証協会の保証料の減額

経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行う中小企業者を前提に、信用保証協会の保証料が0.2%減額されます。

5. 経営相談窓口、情報提供、認定支援機関のネットワークの活用による販路拡大支援等

その他、弊社の「番頭さん派遣、紹介サービス」を含め、総合的なご相談をお受けする体制が整いました。

<お問い合わせ先>

株式会社ビジネスインテリジェンス 本社

〒540-0028 大阪府中央区常盤町2丁目2-5

TEL(06)6945-5851 FAX(06)6945-5854

担当 宮本・石田